肝付町キバレふるさと寄付金 返礼品提供事業者募集要領

1. 目的

ふるさと納税制度を活用した肝付町及び地元産品等のPRにより、肝付町への寄附を促進し、町内産業の振興及び地域の活性化に繋げるため、町外在住の寄附者へのお礼の品として贈呈する商品やサービス(以下「返礼品」という。)を提供する協力事業者(以下「提供事業者」という。)を募集します。

2. 提供事業者の要件

提供事業者は、次の掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 本社(本店)、支社(支店)、事業所又は工場が町内にある企業・ 団体又は個人であること。ただし、町長が特に認める場合は、この限 りでない。
- (2) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、販売又はサービスの提供 を行っていること。
- (3) 町税等の滞納が無いこと。
- (4) 肝付町暴力団排除条例(平成24年肝付町条例第22号)第2条第1 号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有す る者でないこと。

3. 返礼品の要件

提供事業者が提供する返礼品は、以下の(1)から(7)までの要件を全 て満たさなければならない。

- (1) 以下のアからウのいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 町内で生産、製造、加工、サービスの提供がされているもの。
 - (イ) 原材料の主要な部分が町内で生産されたもの。
 - (ウ) 本町の広報の目的で生産されたオリジナルグッズ等。
- (2) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間 限定及び数量限定で供給可能なものは、提供期間内の安定供給が見込 まれるものであること。
- (3) 食料品については寄附者へ到着後、一定期間の賞味期限が保証されるものであること。ただし生鮮食品(鮮度が高く要求されるもの)については、品物の発送希望日時等を事前に寄附者に確認・調整するなど、商品が適切に寄附者に届くよう配慮すること。

- (4) 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- (5) 肝付町からふるさと納税配送管理業務を委託された事業者「以下 「委託事業者」という。」が指定する宅配業者により配送が可能な返 礼品であること。
- (6)次のア、イに掲げる、平成29年4月1日付け総税市第28号総務大 臣通知「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないも のであること。
 - (ア) 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)
 - (イ) 資産性の高いもの(電気・電子機器、家具、貴金属、装飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等)
- (7) 返礼品の金額は、送料を除き、梱包量、消費税及び地方消費税、その他必要経費を含め、寄附額の3割以下とし、1品当たりの単価は600円以上(寄附額2,000円以上)となること。

4. 付帯業務

返礼品の提供にあたり、下記業務を併せて行うものとする。

- (1) 肝付町キバレふるさと寄付金のPR及びふるさと納税ポータルサイト等への掲載のために必要とする返礼品の情報や画像データを提供すること。また、画像データの権利が第三者に帰属する場合は、必ず提供事業者において必要な権利の承諾を事前に受けること。
- (2) 町が依頼した場合には、パンフレット等の同封にも対応すること。
- (3) 返礼品の品質等について、寄附者から苦情等があった場合又は町及び委託事業者から依頼があった場合には、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情の内容と対応について、所定の様式により町または委託事業者に報告すること。

5. 提供事業者のメリット

- (1)全国の寄附者に自社商品PR及び直接販売の機会を創出でき、新た な顧客の獲得を目指すことができる。
- (2) 町が提携するふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像、返礼品名及び返礼品説明、事業者名などが掲載される。
- (3) 返礼品発送時に自社産品等のパンフレットを同封することができる。

6. 個人情報の保護

提供事業者として知りえた寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の目的に使用することなく、適正に管理すること。ダイレクトメール送付などの二次利用や第三者への漏えいは厳禁とする。提供事業者に該当しなくなった後も同様とする。

ただし、返礼品送付時に同封したパンフレット等により、寄附者から提供事業者への商品の申込み等がなされた場合において提供事業者が知り得た個人情報の取扱いについては、この限りでない。

7. 提供事業者の申込・決定

提供事業者については随時募集を行い、申込みは次の(1)から(3)までの書類を町に提出するものとする。申込受付後、町が審査を行い、適当と認められる場合は提供事業者として決定し登録するものとする。

なお、過去に提供事業者の登録申込みを行ったことがある場合は、様式 第1号の提出を省略することができる。

- (1) 返礼品提供事業者登録申込書(様式第1号)
- (2) 返礼品登録依頼書(様式第2号)
- (3) 返礼品の詳細がわかる資料(写真データ・パンフレット等)

8. その他留意事項

- (1)提供事業者は、返礼品の内容を変更または取り消す場合は、速やかに町に届け出るものとする。
- (2) 町は、提供事業者や返礼品が本要項に定める要件に適合しなくなったと認める場合、または申し込み内容に虚偽があった場合は、その登録を取り消すことがある。

9. 問合せ及び書類の提出先

肝付町役場企画調整課 稼ぐ力推進係

₹893-1402

鹿児島県肝属郡肝付町南方 2643 (内之浦総合支所 3 階)

TEL: 0994-45-7570 (直通)

FAX: 0994-45-7571

メール: furusato@town. kimotsuki. lg. jp